

令和7年

七ヶ浜町議会議録

5月会議 5月15日開会  
5月15日散会

七ヶ浜町議会



令和 7 年 5 月 1 5 日 (木曜日)

七ヶ浜町議会定例会 5 月会議会議録

(第 1 日目)

令和7年七ヶ浜町議会定例会5月会議会議録第1号

令和7年5月15日（木曜日）

出席議員（13名）

1番	鈴木洋市君	2番	鈴木篤君
3番	佐藤信輝君	5番	鈴木博君
6番	鈴木恵子君	7番	佐藤直美君
8番	熊谷明美君	9番	佐藤壯一君
10番	遠藤喜二君	11番	岡崎正憲君
12番	歌川渡君	13番	仁田秀和君
14番	安倍敏彦君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薰君
副町長	平山良一君
総務課長兼デジタル推進室長	藤井孝典君
防災対策室長	石井直紀君
企画財政課長	青木ゆかり君
税務課長	遠藤衛君
町民生活課長	宮下尚久君
まちづくり振興課長	鈴木昭史君
建設課長兼復興推進室長	阿部豊則君
国際村事務局長	我妻幸弘君
子ども未来課長	菅井明子君
健康福祉課長	関本英児君
長寿社会課長	沼倉隆弘君

会計管理者	鈴木正実君
上下水道事業所長	後藤謙一君
教育総務課長	稻妻和久君
生涯学習課長	遠藤弘次君

---

事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木祐一君
同書記	鈴木一叶君

---

議事日程 第1号

令和7年5月15日（木曜日） 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 議案第40号 教育長の任命について
- 日程第 4 報告第 1号 専決処分の報告について「七ヶ浜町町税条例の一部を改正する条例」
- 日程第 5 報告第 2号 専決処分の報告について「七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例」
- 日程第 6 報告第 3号 専決処分の報告について「七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第 7 陳情第 3号 再審法改正を求める意見書の採択について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 議案第40号 教育長の任命について
- 日程第 4 報告第 1号 専決処分の報告について「七ヶ浜町町税条例の一部を改正する条例」
- 日程第 5 報告第 2号 専決処分の報告について「七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例」

日程第 6 報告第 3 号 専決処分の報告について「七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

日程第 7 陳情第 3 号 再審法改正を求める意見書の採択について

午前10時00分 開会

○議長（安倍敏彦君） おはようございます。

本日5月15日は休会の日ですが、議事の都合により令和7年七ヶ浜町議会定例会を再開し、5月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長において、2番鈴木 篤議員、3番佐藤信輝議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 会議日程の決定

○議長（安倍敏彦君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和7年七ヶ浜町議会定例会5月会議の日程は、本日の1日間といったいたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、5月会議の日程は、本日1日間と決しました。

---

#### 諸般の報告

○議長（安倍敏彦君） ここで、諸般の報告をいたします。

前回の3月会議から今回の5月会議の開始前までにおける諸般の報告については、お手元に配付した資料のとおりでございます。

この際、説明は省略させていただきます。

これをもって諸般の報告を終わります。

---

#### 提案理由の説明

○議長（安倍敏彦君） ここで、寺澤 薫町長へ提案理由の説明を求めます。寺澤 薫町長、御

登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 皆さん、おはようございます。

それでは、令和7年七ヶ浜町議会定例会5月会議に提案いたしました議案等について、説明をさせていただきます。

提案いたしました議案等につきましては、議案第40号の1議案、そして報告が3件あります。詳細につきましては、後ほど担当課長から説明申し上げますので、私からは要点のみを説明をさせていただきます。

初めに、議案第40号教育長の任命については、前任者の須藤 清教育長の辞職に伴い、新たに任命するものでございます。

次に、報告第1号七ヶ浜町税条例の一部を改正する条例、報告第2号七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例、報告第3号七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の3件につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、令和7年4月1日付で施行されたことから、令和7年3月31日に必要な条文等の改正をしたことに伴い、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告をするものでございます。

以上、提案いたしました議案等について説明をさせていただきましたが、慎重審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

〔町長 寺澤 薫君 降壇〕

---

### 日程第3 議案第40号 教育長の任命について

○議長（安倍敏彦君） 日程第3、議案第40号教育長の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、議案第40号教育長の任命について提案理由を申し上げます。

先般、令和4年10月から教育長としてこれまで活躍いただいておりました須藤 清氏より本年3月に教育長の職を辞したいとの申出がありました。

議員の皆様も御承知のとおり、須藤教育長さんは亦楽小学校の校長時代からこれまで世界でも通用する人材の育成を目指す七ヶ浜・グローカルPROJECTを牽引し、熱心に取り組んでこられた方でございました。

本町のさらなる教育振興のため今後も引き続き御活躍を期待し、慰留に努めましたが、須藤教育長さんの強い意志は変わらず、このたび新たな教育長の任命について提案するに至った次第であります。

新たに教育長として任命する方は、平成30年4月から令和3年3月まで本町の向洋中学校で校長として御活躍いただきました利府町在住の64歳、大槻泰弘さんであります。

大槻さんは、平成30年4月から七ヶ浜・グローカルPROJECT、英語コミュニケーション推進委員会の委員として、本町の英語を通したコミュニケーション力の育成の授業を実践の場で牽引してこられた方であり、本町の教育行政を熟知されており、その実行力と手腕は高く評価されているところであります。また、令和3年4月からは大郷町の心のケアハウスにおいて、スーパーバイザーとして不登校の児童生徒に対する相談や学習支援にも取り組まれた方でございます。

これまでの教育に携わった実績、人格、誠実さ、そして何より教育に対する姿勢、熱意、行動力は、これから本町の教育行政に必要であり、大きく寄与していただけるものと考え、御提案するものであります。

なお、教育長の任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項ただし書の規定により前任者の残任期間が任期となることから、私が任命をした日から令和7年9月30日までとなります。

何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 寺澤 薫君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 1点について伺います。

今回の教育長任命につきましては、前任者の任期途中での辞任に伴う残任期間の後任という位置づけでありますが、町長としまして、ただいま理由の説明をいただきましたが、改めて教育行政の最重要ポストに推薦された理由の説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 町長。

○町長（寺澤 薫君） それでは、前任者の須藤教育長さんが急遽、任期途中で辞められたということで、やはりこれまで進めてきた、我就任して10年になりますけれども、進めてきた英語コミュニケーションであったり、そういったことをやっぱりこれまでの経過を存じ上げている人、さらに、何よりもこの七ヶ浜町の小中学校に勤務をされた方、経験のある方、町を知っておられる方をぜひ選任をしたいということで、これまで3月以降、私の方で調べさせていた

だいたり、いろいろお話を伺った中で今回、大槻泰弘さんを選任をさせていただいたということです。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 今回推薦された方は、県内の多くの小中学校で教諭、教頭、校長を歴任されてこられました豊富な現場経験をお持ちの方であり、地域への理解や学校現場での統率力にも優れた方であることは、十分に理解いたしました。

一方で、教育長には教育行政における政策立案力や教育委員会全体を総括するマネジメント能力も求められます。教育の公平性、多様性、専門性を担保する上では、地域性に加えて教育政策をリードする知見や広い視野を持つ人材の登用も重要であります。

このような観点も踏まえまして、町長としまして今回の御推薦に当たって、どこに重点を置かれたのかを、その判断基準について再度説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） まず、先ほども申しました、この10年間の中で私が施策として打ち出している英語コミュニケーションの関係で、小学校についてはそれなりの成果が出てきたと、それで、今中学校に取り組んでいると。そして、この七ヶ浜ラウンドシステムをさらにプラスアップしたいという中で、その当時、校長先生として先進地なりなんなり、このラウンドシステムをさらに広げられないか、どういうふうなやり方をしたらいいのかというふうな実践の場を経験されているということ。

さらに、本町ではありませんけれども、今町内、不登校児が本当に増えている、全国的にも宮城県本当にワーストと言われるぐらいの状況、それで、別の自治体ですが、そちらのほうでスーパーバイザーとして不登校対策もやられておられたというふうなことで、現場には精通をされている方だということで今回、選定をさせていただいたという次第でございます。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 1点御質問させていただきます。

今の御答弁の中とかで、グローカルPROJECTをやっている最中に町内の小中学校で勤務されていた経験もおありで、継続性の面から優れているというお話は大変そうだなと思いました。

しかし一方で、ちょっと表現が難しいんですが、ICTに関しては我が町非常に遅れているのかなというふうに非常に強く感じております。となると、新しい教育長に推薦された方は、そのICTの現場の利用とか、そういう面での知見はどのようにお持ちなのか、そういった

ところも加味しての推薦なのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　寺澤町長。

○町長（寺澤　薰君）　ＩＣＴについては、やはり現場でいろいろとやってこられた方でもありますので、逆にそういったことを導入したことによって、子供たちの成績が決して上がったわけではないということも面談の中でお話をした中でも言っておられましたので、今後の展開、そういった部分でどうされるのか、逆に私のほうでも期待をしたいと。教育長さん一人だけじゃなくて、やっぱりいろいろなサポートなり、いろいろな関係者なりというふうなことで今後の展開を考えていきたいと思います。

ただ、特にそのＩＣＴに精通して、かなり知悉な方だというふうなことまでは、私、まだ把握しておりません。

○議長（安倍敏彦君）　鈴木　篤議員。

○2番（鈴木　篤君）　重ねて大変恐縮なんですが、私すごく懸念するのが、現場の教員だとか校長先生の歴が長ければ長いほど、旧態依然とした学習の仕方だとか現場の慣習とかに固執されていると思うので、ちょっとそこに引っ張られるんじゃないのかなというのを非常に懸念しております、その辺は新しいものも柔軟に取り入れるような考え方をお持ちの方なのか、重ねてお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　寺澤町長。

○町長（寺澤　薰君）　短い時間の中、短いというか、そんなに長く、ずっとその方とお話しわけではないんですけども、よく話をしてお聞きしていて、今やっぱり教師の働き方改革じゃないですけれども、逆に、それこそパワハラとかいろいろな部分もあって、教師の指導面でやっぱり今、時代は大きく変わってきたというふうなことで、自分たちの時代と大きく変わっているので、そういった部分で、今後その辺をやっぱりしっかりと指導なりなんなりの在り方というものを考えていかなきやならないなというようなことはおっしゃっていましたので、学校現場でのそういった今後の展開というか、マネジメントというか、そういったことも含めて期待はしたいと思っています。ちょっとまだ未知数でございます。

○議長（安倍敏彦君）　ほかに質疑ございませんか。佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君）　1問です。

今いろいろと選出された理由をお聞きしましたけれども、まず教育長、教育委員長の職務を遂行する上で、必ずしも教員免許状の所有が必要ではないというふうに一般的には言われているんですけども、そういったところで、この教師経験者のほかには、いろいろと、恐らく1

名だけ決めていたわけではないので、ほかの方、教員免許がある上での選出だったのか、それともほかも考えての、この方の選出だったのか。

それに加えまして、今の七ヶ浜町というのは、確かに英語を推し進めているのは、私もよく理解しております。しかしながら、成績や、それから学校生活というのは、英語コミュニケーションだけではないですね。そのほかもろもろございます。この方は小学校の経験がとても長くて、中学校のほうは向洋中学校の校長をやったのみで、あとはほぼ小学校。それから、こちらの大郷町の子どもの心のケアハウスでスーパーバイザーをやられているということですのと、どちらも小学校も中学校も理解している、そういう教育現場を理解しているという上で選出されたのかというのも併せてお伺いしたいですし、それから、英語、グローカリゼーション、それから5ラウンドシステム、この方が校長先生をやられていたときと随分今は学校のほうでも方向性を変えて実行しております。なので、それだけを理由にこの方をすごく英語に精通しているからといって、その教育始めたときに精通したからといって選んでいるというのを前に押し出しているというのは、それが本当に一番の理由なのか、それで教育長を任せても大丈夫なのかというところで不安を感じるところですが、それを併せて御説明願います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 選定に当たっては、やっぱり歴史といいますか、そういう経過を存じ上げている方でないとなかなか唐突に就任してというふうなこと、そして、やっぱり子供たちを一番に考えてくれている人、そういう方を選びたいと。この七ヶ浜の町の子供たちをしっかりと育ててもらうためにお願いをしたいこともあります。

そして、民間人もしくは学校の教師経験者だけなのかというふうなお話もございましたけれども、いろいろな選定の方法はあると思います。民間人ならどうなのかというふうな思いもありました。ただ、それを進めていくだけで、一つのやっぱり学校という今の状況、ルールなりいろいろな取り巻く環境、状況、そうしますと、どうしても私としては現場を熟知している、現場が分かっている、町の土地柄、そういうことも含めて分かっている方をぜひ選任をしたいというふうな思いでございました。

ですから、民間的な発想でやれる云々というふうな、そういう方はいないのかというふうなことを言われますと、正直やはり学校現場は独特の状況もありますし、働き方改革、あとは部活の地域移行とかいろいろな取り巻く環境が、今山積していますので、そしてさらには不登校と、そういう部分の状況を知り得る人を選定をさせていただいたというふうなことでございます。（「英語……」の声あり）英語はあくまでも、そのときにやっぱりこれまで施策とし

て進めてきた経過を知っているというふうなことで、それが全てではございません。今、この町ですら、これまでにない不登校の数が増えていると、日本全国でも、本当に宮城県ワーストに位置するぐらい、そういう部分でやっぱり子供たちのことをしっかり考えて対応してくれる人を選びたいというふうなことでございます。そういった、いろいろもろもろの要件でございまして、決してその当時の英語の取り組んだ状況が分かるから、それで選定したというわけではございません。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、この方は今おっしゃった部活動移行だったり不登校だったり、それから英語だけではなくて、全てにおいて教育現場のことは理解されているということですけれども、しかしながら、やっぱり同じ方法で、さっき篤議員もおっしゃっていますけれども、現場に長くいればいるほど、関わっていればいるほど、そういったことにこの方法がいいんではないかという固執した考え、それから新たなものを取り入れるというのにちゅうちよしてしまうのではないか、今まで同じことをやっていて、やはり成績も伸びない、同じことをやっていて、やっぱり不登校の児童生徒も増えていってしまっているというのが、私も子供がいますので、やはり教育現場のほうは関わっていて感じるところではあります。そういった上で考えて選出されたとは思うんですが、新たな考え方を持った方というのを、やはり入れていかなければ変わらないところもあるのではないかという不安もございます。そのところ、今後町長として教育長と関わっていく上で、どのような考え方でお互い意思疎通をして、部活動地域移行であったり、それから不登校、それから成績アップ、運動能力も低下しています。そういう問題山積みのところをどのように新しい考え方を入れて、この方と取り組んでいくのかというところをお聞かせ願えれば、こちらも同意できるかできないか決めていけるんじゃないかなと思いますが、そのところはいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） なかなか全てに万能な方を選べれば、それについてはこしたことはないと思うんですけども、とにかく子供たちを大切に教育をしてくれる人というふうなことで、それぞれ、教育長さんだけが子供を育てるための責任を持っているんじゃなくて、家庭であったり地域であったり、やはり町行政だったり、そういう部分で、そういった方々とコミュニケーションを取れる方、そして、そういう形で話し合いをしながら進めていける方というふうなことで、ぜひ私としては期待をしているところでございます。全てが教育長だけの方針で、強引に持っていくような人を選んだわけではありませんので、そういったコンセンサスを得

ながら育てていける人と、そういった人柄も含めて、今回は推举をさせていただいたというごとでございます。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより本案を採決いたします。本案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

---

#### 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について「七ヶ浜町町税条例の一部を改正する条例」

○議長（安倍敏彦君） 日程第4、報告第1号専決処分の報告について「七ヶ浜町町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（遠藤 衛君） 報告第1号専決処分による七ヶ浜町町税条例の一部を改正する条例の内容を説明いたします。

議案書2ページを御覧ください。

改正の理由につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、原則として令和7年4月1日から施行となったことに伴い、町税条例の改正が必要になったものであり、地方自治法第180条第1項に規定する議会の権限に属する軽易な事項の指定についての1に該当するものであるため、専決処分としたものであります。

今回の主な改正は、個人住民税における大学生年代の子などに係る新たな控除の創設、軽自動車税については二輪車の車両区分の見直し、たばこ税については加熱式たばこの課税方式の見直し、そのほかは関係法の施行に伴う文言の修正並びに引用条項の項番号ずれなどの改正となっております。

今回の改正の概要につきましては、別冊の議案参考資料に基づき条文の読み上げは割愛し、主要な部分のみ説明いたします。

それでは、別冊の議案参考資料の2ページ、新旧対照表を御覧ください。

条例第18条公示送達については、文言の整理と公示送達の確認をインターネットで閲覧可能

にするための規定を追加するものでございます。

条例第34条の2、所得控除については、19歳から22歳までの大学生年代の子の合計所得が85万円までは特定扶養控除と同額の所得控除を受けられる特定親族特別控除を追加するものです。また、この控除は合計所得金額が85万円を超える場合、123万円までは所得に応じて控除の額が段階的に減少する仕組みとなっております。

次に、議案参考資料の3ページを御覧ください。

条例第36条の2、町民税の申告から議案参考資料の5ページの条例第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書については、特定親族特別控除の創設に伴い、申告義務に係る規定の追加と申告書へ記載する事項の追加となります。

次に、議案参考資料の6ページを御覧ください。

条例第82条種別割の税率第1項第1号については、排ガス規制に対応するため軽自動車税の税率の区分が新設されるものでございます。今回新設される区分は二輪車のもので、総排気量が125cc以下かつ最大出力が4キロワット以下のものとなります。

次に、議案参考資料の8ページを御覧ください。

条例第90条身体障害者等に対する種別割の減免第2項から9ページの第3項については、マイナ保険証の運用開始に伴い、減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定を新設するものでございます。

次に、議案参考資料の10ページを御覧ください。

条例附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、第14項については、大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置についてマンションの管理者から必要書類の提出があり、要件に該当すると認められるときは、区分所有者からの申告書の提出がない場合でも減額措置が適用できるとする規定でございます。

次に、議案参考資料の15ページを御覧ください。

条例附則第10条の6を第10条の4に繰上げ改正し、同条中の引用条項の番号ずれを改正するものでございます。

次に、議案参考資料の17ページを御覧ください。

条例附則第10条の5、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例については、加熱式たばこの税率を段階的に引き上げ、紙巻きたばことの税負担差を解消するため規定を新設するものでございます。今回の改正では、加熱式たばこに係る税の課税方式について重量のみに応じ

て紙巻きたばこに換算する方式へ見直しが行われるものでございます。

議案書の7ページへお戻りください。

この条例の施行期日は、原則令和7年4月1日からとなっておりますが、附則第1条第1号から第3号については、各号に掲げる日からの施行となります。

以上、主な改正内容の報告、説明となります。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 4点について伺います。

まず、個人住民税に関する改正について伺います。

特定親族特別控除の創設についてでございますが、今回創設されましたその控除については、大学生年代の扶養親族に対する新たな措置とのことですが、本町における該当者の見込数や歳入への影響見込額についてお伺いします。

○議長（安倍敏彦君） 税務課長。

○税務課長（遠藤衛君） その年代のこの控除に該当する方については、7年度課税で見ると約20名、額にしますと、町民税に影響するのが54万円ぐらいになるのかなというところです。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） この創設された特定親族特別控除については、対象となる親族の年齢や所要要件において従来の扶養控除とは異なる点があり、特に退職所得等を含めた上で判定する点など制度理解には一定の複雑性があると感じております。こうした点を踏まえますと、申告時の誤りを防ぐためにも町として住民に対する丁寧な説明や周知が重要になるとを考えますが、誤認を防ぐための工夫や対応について、どのように検討されているのか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 税務課長。

○税務課長（遠藤衛君） ミスを防ぐというところで、もちろん申告書の申告されたもののチェックですとか、そういったところはしっかりとやっていきたいと考えております。あと、周知についても広報等で周知をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 次に、2点目でございます。

軽自動車税に関する改正についてでございますが、二輪車等の車両区分の見直しが上程されております。今回の軽自動車税、種別割に関する二輪車の区分見直しについては、排気量に加え最高出力の要素が加わり、より細かい課税区分が導入されるものでございます。

一見すると技術的な見直しに見えますが、その背景には、排ガス規制の強化により2025年11

月以降、原付1種の生産が終了する流れや免許制度の見直しによって、125cc以下の低出力バイクが原付免許で運転できるようになる動きなど、国全体の制度改革との連動があります。

こうした流れの中で、今回の見直しを本町としまして、どのように捉えているのか、単なる制度対応としてだけではなく、住民への説明の観点からも町としての整理や認識について説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 税務課長。

○税務課長（遠藤衛君） もちろん議員さんおっしゃるとおり、排ガスに対応するということで、ものについては従来の50ccバイクと出力は変わらないものが今回新設されるというところでございます。もちろん住民の周知というところでは、特に今のところはちょっと町のほうとしては考えておりませんが、納税通知書発送時には、一応その辺はお知らせのほうには通知したいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 先ほど申し上げましたとおり、制度の改正の背景について単なる環境規制だけでなく、業界団体からの強い要望があったとも報じられており、メーカー側では既に従来の50cc原付に代わる125cc以下、出力4キロワット以下のバイクの開発が進められております。今後はこの区分の車両が事実上、新たな原付として普及する可能性が高く、今回の課税区分の見直しをそうした産業構造の変化を支える税制体制の一環と受け止めております。

こうした実態を踏まえますと、今回の改正を単なる形式的な対応として処理するのではなく、町内にはバイク愛好家も多くいらっしゃることから、住民に対しても制度の転換点であることを丁寧に伝える必要があると考えます。そのような観点から、今回の制度改革について町としてどのように整理し、どのような考え方の下で対応されるのか改めて説明を求める。

○議長（安倍敏彦君） 税務課長。

○税務課長（遠藤衛君） こういった今回の改正内容を住民の方々にはもちろん広報、あとホームページを通じて周知していきたいと考えております。（「周知するんですね」の声あり）  
はい。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私のほうから回答を申し上げたいと思いますけれども、税制面からの住民に対する説明だけではなくて、環境面でどうなのかというようなことをもう少し組織内で検討して、環境問題として担当部局もありますので、そちらのほうに振って、どういった二輪の国のほうでの方針、そういうものがどういうふうに影響するかという、そういう

ったものも広報なんかで知らせることができるんであればというふうなことで、ちょっと探つてみたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） では、3点目の質問でございますが、たばこ税の課税方式の見直しについてでございます。

加熱式たばこの課税方法変更ということでございます。紙巻きたばこと加熱式たばこでの本数換算方法が変更され、重量に基づく新たな計算方式が導入されることになります。本町のたばこ税収における影響額や今後の見直しについて、現在たばこ税は年々減少しておりますので、そういういた町の代替についても考えがありましたら、併せて説明を求めることがあります。

○議長（安倍敏彦君） 税務課長。

○税務課長（遠藤衛君） たばこ税については6年度実績ベースで見ますと、約8,000万円の税収がございます。そのうち加熱式たばこは約4割となってございまして、今回の改正で増加する見込みとしては、1,700万円ぐらいは加熱式たばこのほうでプラスになるのかなと見ていくところでございます。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 1,700万円プラスということでございますが、こういった国の施策なので何とも言えないところはあるんですけれども、健康志向で紙巻きたばこというか紙たばこよりは、加熱式たばこのほうが健康のほうがという報道が一部あったりとか、そういういたところとはちょっと何となく整合性が取れないものなのかなというふうな部分もあるんですけども、プラス税収を見込んでいるということでございました。できましたら、町としまして事務的な負担であったり、そういう対応、体制について何かしらの変更が必要となるものなのか説明を求めることがあります。

○議長（安倍敏彦君） 税務課長。

○税務課長（遠藤衛君） 今回の改正については、事務的負担は特に町としてはございません。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 負担なしということでございました。できましたら、消費者であつたり販売業者への制度変更の周知、これについては町としてはどのようにお考えなのか説明を求めることがあります。

○議長（安倍敏彦君） 税務課長。

○税務課長（遠藤 衛君） たばこ税の申告なんですけれども、こちらについては、例えば販売業者というよりも、大きいところでいうと、日本たばこのほうからうちのほうに申告書が上がって納付されるような仕組みとなってございます。特にたばこ税が上がりますという個別の周知については、特には今は考えてございません。以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）なければ残り、仁田議員、1点。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 最後に、経過措置と適用対象の整理について伺います。

この適用時期、旧条例との関係性についてでございますが、新旧制度の適用切替えや経過措置について、具体的にどのタイミングで新制度が適用となるのか、課長からは御説明いただきましたが、改めて令和7年度分の申告や納税との関係で町民に混乱が生じないよう、どのような対応がなされるのか、適用時期の明確化と丁寧な周知についてですが、7年度の申告や納税のタイミングに照らして、新制度がいつから適用されるのかを町民が明確に理解できるようにするべきでありますので、町として、その点はどのようにお考えでいるのか説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 税務課長。

○税務課長（遠藤 衛君） 適用時期というところですが、まず個人町民税については、直接影響してくるのが今年の収入で、課税は令和8年度、来年度の課税から影響してくるものでございます。

あと、軽自動車税につきましては7年度以降ということなので、その区分のものが入ってきた段階で課税されていくような形でございますし、たばこ税につきましては令和8年4月1日から段階的に、あとは令和8年10月1日に2段階で上がっていくような形となってございます。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 例えば特定親族特別控除について、旧制度による申告済者と新制度による申告との整合性をどのように図られるのか、事務処理上の考え方についてですが、例えばその特定親族特別控除など新たな制度が加わったことで、旧制度で申告した人が不利益を被らないような事務処理の配慮が必要ということであったり、二重申告や誤申告とならないよう住民に誤解を与えないような説明と制度設計が必要でありますので、その点について改めて説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 税務課長。

○税務課長（遠藤 衛君） そこにつきましては、整合性といいますか、もちろん年でも区切ら

れていますので、新しい制度は7年中の収入からになります。ですから、そこで違いというの  
は特に出てこないのかなというところでございます。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） であれば、特段気にすることなく、これまでどおりの申告をしていただ  
くことにより、そういった二重申告や誤認は招き得られないというような考え方でよろしいのか。

○議長（安倍敏彦君） 税務課長。

○税務課長（遠藤衛君） そのとおりです。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑ないようすで  
て質疑を打ち切り、本報告について終了いたします。

---

日程第5 報告第2号 専決処分の報告について「七ヶ浜町都市計画税条例の一部を  
改正する条例」

○議長（安倍敏彦君） 日程第5、報告第2号専決処分の報告について「七ヶ浜町都市計画税条  
例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（遠藤衛君） 報告第2号専決処分による七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正す  
る条例の内容を説明いたします。

議案書9ページを御覧ください。

改正の理由につきましては、報告第1号と同様で、関係法律等が令和7年3月31日に公布さ  
れ、令和7年4月1日より施行されることに伴い、地方自治法第180条第1項に規定する議会  
の権限に属する軽易な事項の指定についての1に該当するものであるため、専決処分としたも  
のであります。

改正内容につきましては、別冊の議案参考資料に基づき説明いたします。

議案参考資料20ページ、新旧対照表を御覧ください。

条例附則第4項から6項については、関係法令の引用条項の項ずれに伴う改正であります。

附則第4項は附則第15条第37項を附則第15条第36項へ、附則第5項は附則第15条第38項を附  
則第15条第37項へ、附則第6項は附則第15条第42項を附則第15条第41項へ、項番号ずれを改正  
するものでございます。

附則第17項についても、引用条項の番号ずれを改正するものでございます。

議案書11ページへお戻りください。

この条例の施行期日は、附則第1項のとおり令和7年4月1日であります。

以上、改正内容の報告、説明となります。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）  
質疑ないようですので質疑を打ち切り、本報告について終了いたします。

---

日程第6 報告第3号 専決処分の報告について「七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

○議長（安倍敏彦君） 日程第6、報告第3号専決処分の報告について「七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、報告第3号専決処分による七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は12ページから14ページになります。

改正の理由につきましては、国の税制改正により地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日から施行されたことに伴い条例の改正が必要となったものであり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものであります。

改正の内容は、課税限度額の引上げと5割軽減、2割軽減の軽減判定所得基準額の引上げであります。

それでは、新旧対照表にて御説明いたします。

別冊の議案参考資料21ページを御覧ください。

第2条及び第23条の改正であります。このうち65万円とあるのを66万円とする改正は、基礎課税額に係る課税限度額を引き上げるものであり、また24万円を26万円とする改正は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げる改正で、いずれも改正後の地方税法施行令の規定と同額にするものであります。

次のページを御覧ください。

第23条第1項第2号及び第3号の改正であります。

こちらは、軽減判定所得の算定において、被保険者等の人数に乗ずる金額を引き上げるものであり、第2号の改正は5割軽減について29万5,000円を30万5,000円に引き上げ、第3号の改正は2割軽減について54万5,000円を56万円に引き上げ、いずれも改正後の地方税法施行令の

規定と同額にするものであります。

議案書にお戻りいただきまして、議案書14ページをお開きください。

附則第1項のとおり、この条例の施行期日は令和7年4月1日からであり、附則第2項のとおり令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用となります。

改正内容の報告、説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 1点について伺います。

本町が直面する国保税収の減収などへの課税限度額引上げによる影響見込額について、説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 税務課長。

○税務課長（遠藤衛君） お答えします。

課税限度額の引上げについては、世帯で見ますと、3世帯ぐらい減少するのかなというところでございます。金額では、所得で110万円の減少となってございます。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 税収減少ということでどうなのかなというところもあるんですけれども、いずれにしても今後の対応としまして、住民周知というものは必要になってくるのかなというふうに思います。この周知について説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） お答えいたします。

周知につきましては限度額の引上げ、それから軽減の判定基準の引上げについては例年行つておるところですので、例年同様の周知を現在考えております。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので質疑を打ち切り、本報告について終了いたします。

---

#### 日程第7 陳情第3号 再審法改正を求める意見書の採択について

○議長（安倍敏彦君） 日程第7、陳情第3号再審法改正を求める意見書の採択についてを議題といたします。

本件については、会議規則第92条の規定により所管の総務産業常任委員会に付託をしますので、御了承願います。

以上をもって、5月会議に付議されました案件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会は、明日5月16日から12月26日までの225日間を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本定例会は、明日5月16日から12月26日までの225日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時55分 散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和7年5月15日

七ヶ浜町議会議長

署名議員

署名議員